

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

最上町長 高橋 重美

市町村名 (市町村コード)	最上町 (06362)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢東地区 (堺田松根、笹森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○笹森地区では、水稻、ソバ、ニラ等の作付けを中心としており、現状は現在の担い手が耕作の継続および維持の意向がほとんどである。しかし、将来的な農業後継者は不足しており、水利の維持管理等に課題がある。
 ○堺田・松根・鍋倉地区ではそばが主体であり、水稻の作付けはほとんどない状況である。将来的に農業後継者が不足しており、今後の農業経営の継続自体が課題となっており、収益性を考慮した新たな作物等の検討などが課題となる。
 ○山あいに位置する農地が多く、イノシシ等鳥獣害被害が深刻。営農に支障が出ている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○笹森地区で継続して水稻およびそばの作付が可能な農地については、現状を維持していく。将来的な担い手の不足が予想されることから計画的に担い手への集約化や設備投資等による改善に努めたい。
 ○堺田・松根・鍋倉地区についてはほとんどの農地が山間部等に位置する条件不利な圃場である。将来的な農業者自体が不足することが懸念されている。また、農地保全も兼ねてきたそばの作付けについては、今後の状況を踏まえつつ検討していく。
 ○圃場条件を鑑みながら、高収益作物の導入の検討も重ねていく。
 ○1法人が農地所有適格法人として鍋倉地区の農地を取得。今後周辺農地の利活用を含めた様々な可能性が模索できる。
 ○水路・農道、農地保全管理等維持管理については、多面的組織等の協力を踏まえながら対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、農林振興課保存の地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域としていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向・所有者の意向に配慮し、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
可能性を模索しつつ、検討を重ねていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、既存の経営体への支援、新たに就農を希望する経営体に支援をしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、機械の問題等で個人で作業が困難になっている場合には、農業支援サービス事業者への農作業委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化、輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう対応策を講じるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに役場との連携ができるようにする。
- ③ドローン等を活用した農作業の省力化を模索していく。
- ④地区の合意形成の下、畑地化にかかる事業を検討していく。
- ⑦保全等を進める区域については、地区内の合意形成を図り、遊休農地化しない対応を検討していく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の状況などを考慮の上、必要な農業用施設の整備を進めていく。
- ⑨耕畜連携が可能な場合には、検討を重ねていく。